

# 令和4年度 調理師試験案内

奈良県

- 1 試験日時 令和4年8月10日(水) 14:00~16:00 (13:30までに集合)
- 2 試験場所 奈良女子高等学校 (奈良市三条町宮前町3番6号)
- 3 試験科目 公衆衛生学(9問)、食品学(6問)、栄養学(9問)、食品衛生学(15問)、調理理論(18問)、食文化概論(3問)の計60問  
◆出題形式はマークシート方式 四肢択一

## 4 受験資格

次の(1)・(2)の条件をともに満たしていること。

### (1) 学歴

- ア 新制中学校を卒業している者
- イ 旧制小学校(国民学校)の高等科、旧制中学校、旧制青年学校などを修了した者
- ウ ア・イと同等以上の学力があると、都道府県知事の認定を受けた者。(外国人学校卒業生など)

### (2) 調理業務従事歴

証明時において次の施設で2年以上の調理業務に従事した経験があること。

- ア 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業の営業許可を受けた施設。
- イ 給食施設(継続して1回20食以上または1日50食以上を給食する寄宿舎、学校、病院、事務所等)

次のような業務内容や期間は、調理業務の従事経験としては認められません。

- ア 料理学校や小・中・高等学校・短大・大学などで調理を教えていた期間や習っていた期間。
- イ 食品衛生法による営業許可を受けていない営業施設で調理業務に従事していた期間。
- ウ 飲食店などで仕事をしていても、経営管理や運搬業務、事務、接客業務、食器の洗浄など直接調理と関係のない業務に従事していた場合。
- エ 保育士、栄養士などがその職務本来の業務に付随した調理の業務に従事していた場合や家庭での調理行為。
- オ 雇用形態がパートタイムまたはアルバイトの場合。ただし、原則週4日以上かつ週24時間以上(週4日×1日6時間、週5日×1日5時間、週6日×1日4時間等)継続して調理業務に従事している場合は除く。
- カ 高校在学期間中に従事していた期間。(定時制・通信制の場合は認められます。)

## 5 受験願書の受付

### (1) 受付期間・提出方法

令和4年6月21日(火)から令和4年7月1日(金) (消印有効)

- ◆「提出先」まで必ず簡易書留郵便により提出してください。(令和4年7月1日(金)までの消印のあるものに限り受付します。)直接持参されたものは受け付けません。
- ◆提出書類に不備や不足があった場合は受験できませんので、提出書類に不備や不足が無いか必ず確認の上、送付してください。
- ◆万が一、不備や不足があった場合、受験願書に記載の電話番号や住所へ連絡を行いますので、電話や郵便物には必ず応答・対応してください。

- (2) 提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30  
県庁消費・生活安全課 食品安全推進係 TEL:0742-27-8681

### (3) 受験票

令和4年7月末頃に郵送する予定です。試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、お問い合わせください。

6 提出書類

提出書類	注意事項
(1) 調理師試験受験願書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、生年月日は、戸籍等に記載のとおり正確に記入してください。</li> <li>・ 日本国籍を有しない方は、住民票に記載された氏名を記入してください。(※短期在留者は、旅券その他身分を証する書類に記載された氏名を記入してください。)</li> <li>・ 受験票及び合格証書の郵送に使用しますので、郵便番号と、住所は号棟番号、部屋番号、〇〇内、〇〇方まで、記入してください。</li> <li>・ 提出書類について連絡する場合がありますので、電話番号は必ず日中に連絡の取れる番号を記入してください。</li> </ul> <p>※身体上の都合（身体の障害や怪我、妊娠等により階段の移動が困難な場合、難聴により放送が聞き取りにくい場合等）により、座席の配慮や車での来場が必要な場合は、受験願書の「試験会場における配慮を希望欄」に○を付けてください。</p>
(2) 奈良県収入証紙 (受験料)  ※収入印紙ではありません。	<p>6, 100円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奈良県収入証紙の購入場所 南都銀行本支店・出張所(一部支店・出張所を除く)、奈良県職員互助会事務局(県庁1階総務厚生センター西執務室内)及び各保健所内販売所など</li> </ul>
(3) 写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦4.5cm×横3.5cm</li> <li>・ 出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身、脱帽像で裏面に氏名を記入してください。</li> </ul>
(4) 調理業務従事証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ所の施設で受験資格年数(2年)を満たさない場合は、複数の施設でそれぞれ別の証明書用紙に証明を受けてください。</li> <li>・ 証明は、原則として営業許可を受けている者(給食施設の場合は給食開始報告書の届出者)が行ってください。</li> </ul> <p>※詳しい記入方法は、記入例を参考にしてください。</p>
(注) 印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理業務従事証明書の証明者が個人の場合、法人が登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書を添付してください。(複写無効)</li> </ul>
(5) 卒業証明書 (原本)  ※卒業証書ではありません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法による中学校・高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程、専門課程に限る)又は大学のいずれかのもの。</li> <li>・ 卒業された学校等に申請し、交付を受けてください。</li> <li>・ 厚生労働大臣や都道府県知事により「受験資格における学力を有する」認定を受けた人は認定書の原本を提出してください。</li> </ul> <p>※証明書と証書の違いに注意してください。</p>
(注) 戸籍抄本等 (発行から6ヶ月以内の原本) (4)、(5)と氏名が異なる場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婚姻等により「(4) 調理業務従事証明書」や「(5) 卒業証明書」に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本など(変更の経過が戸籍抄本で確認できない場合は、除籍抄本や改製原戸籍抄本も必要となります。)を提出してください。</li> </ul>

※ 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験を拒否し、また、合格を取り消すことがあります。

## 再受験をされる方

対象	提出書類
平成29年度以降に奈良県が実施した調理師試験の不合格者または欠席者	1 調理師試験受験願書 2 受験料（奈良県収入証紙6, 100円） 3 写真（撮影後3か月以内のもの） 4 平成29年度以降の奈良県調理師試験の受験票（受験当初から5年以内） ※ 紛失した場合は、新規の受験と同じく全ての書類が必要です。 5 今回出願時までには氏名に変更が生じた場合は戸籍抄本（又は謄本）  ※ 「調理業務従事証明書」及び「卒業証明書」の提出は不要です。

## 7 試験当日の注意事項

### <一般事項>

- (1) 試験会場へは午後0時30分から入場できます。
- (2) 集合時間の午後1時30分までに所定の席に着席し、試験の説明を受けてください。
- (3) 受験票、鉛筆(HB)、消しゴム、必要な方は腕時計（翻訳・計算等多機能付の時計は不可）を持参してください。（薄い鉛筆や、きれいに消せない消しゴムは使用しないでください。）
- (4) 敷地内での喫煙は禁止します。
- (5) 試験開始後30分以上の遅刻者については、受験を認めません。
- (6) 試験実施者などの指示に従わない者、不正行為者などは退場を命じることがあります。
- (7) 試験会場に駐車場はありません。公共交通機関を利用して来場してください。
- (8) 試験時間中は携帯電話などを時計代わりに使用することは出来ません。入室前に電源を切っておいてください。
- (9) 受験票は合格発表や得点开示に必要です。大切に保管しておいてください。

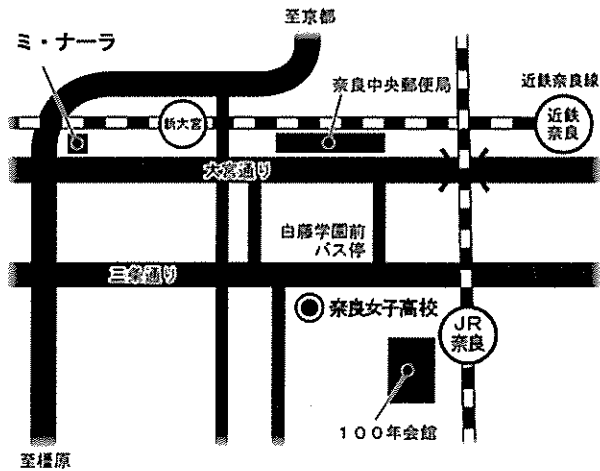
### <新型コロナウイルス関係事項>

- (1) 当日は必ず検温を実施し、体調をご確認の上お越し下さい。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めません。
- (3) 濃厚接触者（※国が示す最新の定義に基づくものとする）に該当した場合には、予め「問合せ先」に申し出てください。
- (4) 試験会場では、試験時間中の本人確認時を除き常時マスク着用をお願いしますので、必ずマスクを着用の上、来場してください。
- (5) 試験室の換気のため窓の開放等を適宜行いますので、室温や湿度の高低に対応しやすい服装で来場してください。  
また、水分補給を行えるよう各自準備をしてください。試験時間中は、あらかじめラベルなどを外した700ml以下の蓋付きペットボトル1本のみ認めます。
- (6) 各会場では、感染拡大防止の観点からゴミ箱は設置しないため、鼻汁・痰などを含んだティッシュを含め、ゴミは全て持ち帰ってください。

## 8 その他

受験願書受付後は、いかなる理由があっても受験料及び提出書類等は返還できません。

## 9 試験会場案内図



JR奈良駅西口下車 西400m

近鉄新大宮駅下車 南東600m

## 10 合格基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は、不合格とします。

## 11 合格発表

(1) 日 時 9月21日(水)午前10時

(2) 掲示先 県庁前掲示場  
奈良県ホームページ

(3) 掲示情報 合格者の受験番号

- ・合格者には合格証書を、不合格者には不合格通知を、合格発表日に投函(はがきで郵送)します。(願書記載の住所に郵送しますので、願書受付後に転居される場合は、消費・生活安全課までご連絡ください。)
  - ・10月5日(水)までに合格証書が到着しない場合は、受験願書に記入した住所地の最寄りの郵便局に確認の上、消費・生活安全課までお問い合わせください。
- ※合否に関して電話での問い合わせには応じられません。

## 12 得点の開示

希望者には、当試験の総得点および科目別得点を9月21日(水)から10月24日(月)の期間に、本人にのみ開示します。開示場所は、県庁3階消費・生活安全課です。必ず受験票を持参してください。

## 13 問い合わせ先

奈良県文化・教育・くらし創造部 消費・生活安全課 食品安全推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 0742-27-8681(ダイヤル)

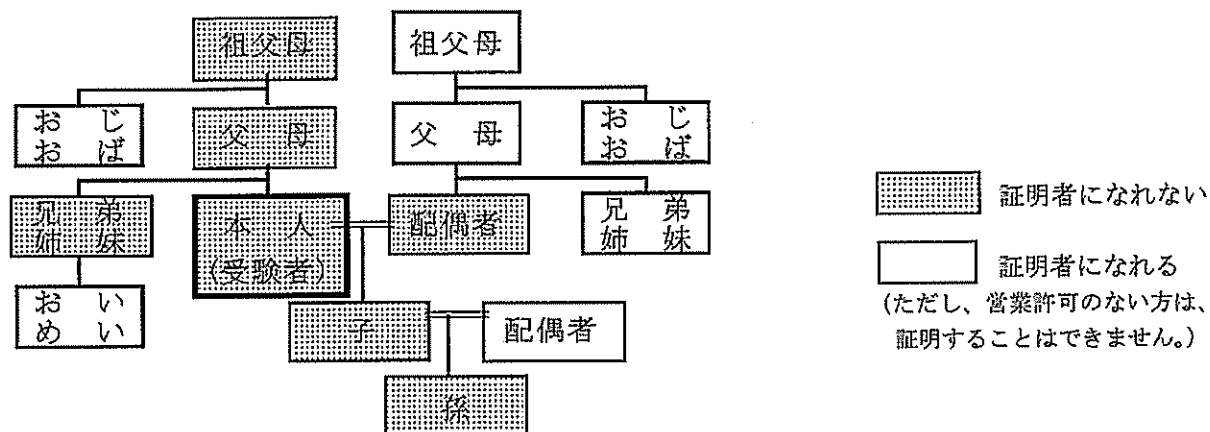
※試験の実施に関して変更等が生じた場合は、奈良県ホームページに随時掲示します。

※試験会場への直接の問い合わせは絶対にしないでください。

## 【調理業務従事証明書作成時の注意事項】

### 1 証明者について

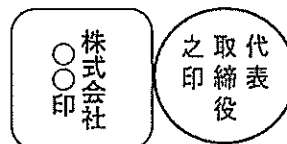
- ・証明は、次のところで行ってください。
  - (1) 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業及び複合型そうざい製造業の営業許可を受けた施設
  - (2) 給食施設(継続して1回20食以上または1日50食以上を調理して提供する施設)
- ・上記施設の営業許可を受けている者(代表取締役、理事長、店主など)、給食施設の場合は、営業届出の届出者が、調理業務従事証明書を記入、証明してください。
- ・ただし、次の(ア)～(エ)に該当する場合は、調理師会など所属団体の長、または同業者の証明を受けてください。なお、同業者であっても、次の(ア)～(ウ)に該当する場合は、証明者になれません。
  - (ア) 受験者と証明者が同一人
  - (イ) 証明者が配偶者
  - (ウ) 証明者が二親等以内の血族の場合(下図参照)
  - (エ) 廃業などで証明を受けられない方



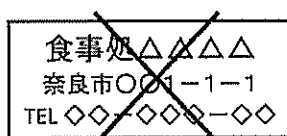
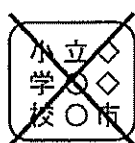
### 2 証明印について

- ・個人が証明する場合(個人営業主等が証明する場合)  
市町村に登録されている実印を押印し、必ず印鑑登録証明書を添付してください。
- ・法人が証明する場合(代表取締役社長等又は所属団体の長が証明する場合)  
法人名と役職名の入った職印又は法務局に登録された印鑑を押印し、登記された印鑑を用いる場合には、必ず印鑑証明書を添付してください。社印、学校印、組合印等のみの証明は認められません。
- ・勤務先施設の長が証明する場合(学校長等が証明する場合)  
施設名と役職名の入った印鑑を押印してください。社印、学校印、組合印等のみの証明は認められません。

役職印が役職名のみの場合、社印、学校印等を併せて押印してください。



### 【認められない印】



受験番号	※記入不要
------	-------

奈良県収入証紙 6, 100円	確認者印	
-----------------	------	--

5,000円 (3,000円)	1,000円 (3,000円)	100円
--------------------	--------------------	------

## 調理師試験受験願書

受験者	ふりがな 氏名		生年月日	囀・穢・翎・醜 年 月 日 ( 歳)
最終学校	名称		卒業 年月日	囀・穢・翎・醜 年 月 日
調理の業務に従事した期間	平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで		現従業所 ※現在勤務している場合のみ記入のこと	
	※記入日現在も調理の業務に従事している場合、 期間の終わりには記入年月日を記入のこと		所在地	
	計 年 月間 ※1ヶ月未満切り捨て		名称	

調理師法第3条の2第1項の規定による調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

奈良県知事殿 (〒 - )

住所 \_\_\_\_\_

(TEL - - )

氏名 \_\_\_\_\_

- (1) 学校教育法第57条（高等学校の入学資格）に規定する者又は法附則第3条の規定により同条に規定する者とみなされる者であることを証明する書類
- (2) 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した者であることを証明する書類
- (3) 写真（受験申込前6カ月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦4.5cm×横3.5cm、無背景で裏面に氏名を記入したもの）

必要な添付書類の詳細は試験案内〔6〕提出書類を参照してください。

試験会場における配慮を希望：
----------------

※身体上の都合により座席の配慮等が必要な場合は、左欄に○を付けて下さい。

## 調理業務従事証明書

従事者氏名		生年月日	昭和・平成・西暦 年 月 日
-------	--	------	-------------------

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名			
勤務施設所在地	〒	電話	- -
施設の 種類	飲食店等の営業許可施設の場合		給食施設の場合
	施設の種類の種類	1. 飲食店営業(喫茶店営業を除く) 2. 魚介類販売業 3. そうざい製造業 4. 複合型そうざい製造業	施設の種類の種類 1. 寄宿舍 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 介護老人保健施設 7. 矯正施設 8. 自衛隊 9. 給食センター 10. その他 ( )
	最新の許可年月日	平成・令和 年 月 日	開設年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
	許可保健所		届出保健所
	許可番号		提供回数 1日[ ]回
廃業年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 (現在廃業している場合)		
調理業務の内容 (3か所以上に○をつける)	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・揚げる・味付ける その他(作業内容を記入する 例:魚をおろす、うどんを打つ) ( ) ( ) ( )		
雇用形態	1. 経営者 2. 正社員 3. パート・アルバイト (1日 時間で、週 日勤務)		
上記の施設での調理業務従事期間	昭和・平成・令和 年 月 日 から	計 年 か月	昭和・平成・令和 年 月 日 まで ※1ヶ月未満切り捨て

証明日	令和 年 月 日	証明印
証明者	住所	
	法人名(施設名)	
	職名 1. 代表取締役 2. 理事長 3. 店主 4. その他 ( )	
	氏名	
	電話番号 - -	

所属団体の長又は同業の方が証明された場合は、下記について記載してください。

団体の長又は同業の方が証明さ	1. 受験者と証明者が同一人 3. 施設が廃業している	2. 証明者が受験者の配偶者または2等親内の血族 4. その他 ( )
同業の方の営業	施設名	許可保健所名
最新の許可内容	許可年月日 平成・令和 年 月 日	許可番号 号

<注意事項>

- 虚偽の証明書を提出したことが判明した場合は、受験資格や合格を取り消すことがあります。
- 給食施設とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって、多人数に対して食事を提供するものとして開始した年月日をいいます。
- 原則として、**従事している施設の営業許可を受けている者(代表取締役、理事長、店主など)、給食施設の場合は、営業届出者が証明すること。**ただし、従事者と営業許可を受けている者(届出者)が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合もしくはは廃業等によって元の営業許可を受けている者(届出者)がいない場合は調理師会等・所属団体の長又は同業者が証明してください。
- 証明印は、個人が証明する場合は、市町村に登録されている実印を、法人が証明する場合は職印又は法務局に登録してある印鑑を用いてください。**個人の実印、又は法務局に登録してある印鑑を用いる場合は印鑑証明書が必要で(複写無効)。**
- 雇用形態が、パート、アルバイトの場合は、原則週4日以上かつ週24時間以上(週4日×1日6時間、週5日×1日5時間、週6日×1日4時間等)継続して調理業務に従事している場合は職歴として認められます。
- 訂正は、**二重線で見え消しし、訂正箇所証明者の証明印を押すこと。修正液等は使わないこと。**
- 受験資格の審査のために必要な場合は、証明者に直接確認したり、従事業務の事実を立証できる追加資料などの提出を求められることがあります。

- 1 施設の種別
- ・営業施設か給食施設のどちらか該当する方に記入して下さい。

- <営業許可施設>
- ・営業許可証の許可内容を記入して下さい。更新している場合は、最新の許可内容を記入して下さい。また、許可年月日は、有効期限内年月日ではありません。
  - ・記入方法がわからない時は、許可証のコピーを添付して下さい。
  - ・現在、廃業している場合は、廃業当時のものを記入して下さい。
- <給食施設>
- ・調理数を必ず記入して下さい。
  - ・寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日を記入して下さい。
  - ・継続して1回20食以上、または1日50食以上提供していることが必要です。

- 2 廃業年月日
- ・廃業している場合のみ記入して下さい。

- 3 調理業務の内容
- ・業務が下処理、盛り付けのみの場合、出願の対象とはなりません。

- 4 雇用形態
- ・パート、アルバイトの場合のみ、時間数などを記入して下さい。
  - ・週4日以上かつ24時間以上の勤務が必要です。

- 5 調理業務従事期間
- ・調理業務に該当しない期間を除いて下さい。
  - ・証明日現在も働いている場合、期間の終わりには証明年月日を記入して下さい。
  - ・1ヶ月に満たない期間は切り捨てして下さい。

- 6 証明
- ・証明した日は、必ず記入して下さい。
  - ・原則として当該営業許可を受けている者（給食施設の場合は給食開始報告書の届出者）が証明して下さい。
  - ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族（親長、兄弟、祖父母、孫）の場合、若しくは廃業等によって、元の施設長がいらない場合は、調理師会等、所属団体の長、又は同業者が証明して下さい。
  - ・証明時点で2年以上必要です。
  - ・証明日現在も働いている場合は、期間の終わりには証明年月日を記入して下さい。
  - ・調理業務従事証明書の証明者が個人の場合、法人が登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書を添付して下さい。

- 7 同業者証明
- ・同業者の方が証明される場合は、いずれかに○を付けて下さい。
  - ・証明者が同業の方の場合は、食品衛生法に基づき、許可内容を必ず記入して下さい。

調理業務従事証明書

従事者氏名 **郷山 太郎** 生年月日 **昭和 56 年 2 月 10 日**

上記の者は、下記の上記調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設所在地 **食事施設 郷山** 電話 **0743-61-0191**

勤務施設所在地 **大和郷山市瀬尾寺町60-1**

飲食店等の営業許可施設の場合		給食施設の場合	
施設の種類	1. 飲食店営業(喫茶店営業を除く) 2. 飲食店営業(喫茶店営業を除く) 3. その他(製造業) 4. 組合(その他) (製造業)	施設の種類	1. 寄宿舎 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 介護老人保健施設 7. 矯正施設 8. 日相探 9. 給食センター 10. その他
最新の許可年月日	平成 20 年 10 月 15 日	開設年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
許可保健所	郷山保健所	届出保健所	年 月 日
許可番号	200999	提供回数	1日( )回 提供食数 1日( )食
廃業年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 (現在廃業している場合)		

調理業務の内容 (26年度以降のデータ)

雇用形態

1. 経営者 2. 正社員 3. パート・アルバイト (1日 0 時間で、週 4 日勤務)

証明の施設での勤務期間

昭和 20 年 4 月 10 日から 昭和 29 年 7 月 31 日まで 計 2 年 3 か月

証明日 **令和 4 年 6 月 25 日**

住所 **大和郷山市瀬尾寺町60-1**

法人名(施設名) **郷山株式会社**

職名 **代表取締役 2. 理事長 3. 店主 4. その他( )**

氏名 **郷山 太郎**

電話番号 **0743-61-0191**



所属団体の長又は同業者の方が証明された場合は、下記について記載してください。

団体の長又は同業者の方が証明さ

1. 受検者と証明者が同一人 2. 証明者が受検者の配偶者または2親等内の血族

3. 施設長の廃業している 4. その他( )

同業の方の営業施設名 許可能保健所名

許可年月日 平成 令和 年 月 日 許可番号